

無形資産会計とその研究動向 (1)

藤田晶子

はじめに

のれんを中心とした無形資産会計についての議論は古くから見られるが、近年、財務諸表上の数値からは読み取ることができない研究開発能力やブランド力などの無形項目が経営者にとっても投資家にとってもきわめて有用な情報とみなされるようになり、無形資産会計が再び脚光を浴びてきている。もっとも昨今の無形資産会計をめぐる研究は、これまでののれんを中心とした伝統的な研究とは異なり、知的所有権法やマーケティング、ファイナンスなど隣接分野からの影響を大きく受け、会計の枠を超えた新しい議論が多く見られる。このような新しい無形資産会計をめぐる研究は斬新かつ画期的ながらも、そもそも無形資産会計とはなにかという疑念を感じさせることも少なくない。

そこで、本稿では、あらためて無形資産会計の意義を考察し、そのうえで無形資産会計をめぐる研究動向を分析することにしたい。そうすることによりはじめて、無形資産会計の論点を整理し、その将来を展望することができるようと思われる。

したがって、本稿では、まず、無形資産会計の意義を検討し、次に、その研究動向について考察分析することにする。

1. 無形資産会計の意義

無形資産会計が脚光をあびているなかにあっても、そもそも無形資産とはなにかについて明快な答えを与えてくれる文献に出会うことは稀である。多くの著者が引用するFASBやIASBなど国際的な会計基準設定主体が公表している基準書においても、無形資産について明確な定義がなされているとはいがたい。

無形資産の用語が有する曖昧さに拍車をかけているのが学際的類語の氾濫である。無形資産に含まれる特許権や商標権など一部の項目を法律の分野では工業所有権またはより広義に知的所有権——著者によっては知的財産権——といい、経営戦略の分野では知的資本という。これら他分野の影響をうけて、財務会計の分野でも知的財産や知的資産という用語が頻繁に登場するようになってきているが、これら類語を適切に定義している文献が少ないために、無形資産が種々の類語とどのような関係にあるのか、無形資産ではなくあえて類語を用いることの意義がどこにあるのかは定かではない。

企業経営における無形資産の重要性が高まるにつれて、連結財務諸表において認識される無形資産項目もその会計処理も多様化する傾向にあるが、無形資産の概念が依然として曖昧なだけに、なぜ、

ある特定の無形資産は償却を免れうるのか、なぜ、ある特定の自己創設無形資産は認識しないのかなど会計処理をめぐる数々の疑問にも答えることができないのが現状である。よって、無形資産会計に係る研究を検討するまえに、まず、無形資産の定義および無形資産会計の領域を現状にてらして把握しておくこととする。

(1) 無形資産の定義

無形資産 (intangible asset) の用語そのものの歴史はそれほど古くなく、無形資産が会計関連の文献において散見されるようになったのはのれんをめぐる議論が活発化し始めた1900年代に入つてからのこと⁽¹⁾と推察する。もっとも個々の構成要素のなかには総称としての無形資産よりもはるかに古い起源を有するものもあり、たとえば、特許権は1790年にはアメリカにおいて無体財産権としての法的根拠を与えられているし⁽²⁾、のれんは1743年にはイギリスの判例において取り扱われている⁽³⁾。

そもそも無形資産は固定資産を有形 (tangible) と無形 (intangible) とに分類するために用いられ始めた用語であり⁽⁴⁾、したがつて当初から有形資産と対比させて無形資産を非物的資産とする定義は数多く見られる⁽⁵⁾。このような定義に対し Paton 教授は「無形という用語は物的実体または物質性 (physical existence' materiality) の欠如を示唆しているが、この定義は一般に無形資産とされる資産の基本的属性を決定するには有用ではない」と批判している⁽⁶⁾が、今日の主要な基準書においても、このように物的実体を有さない資産とする定義が一般的である。

ここで、無形資産の意義を明らかにするうえで、まず、IASB および各国の会計基準設定主体が公表している無形資産の定義を Stolowy 教授⁽⁷⁾の

表 1-1 無形資産の定義の類型⁽⁸⁾

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 定義の方法 | 概念的アプローチ | 類語反復的方法 |
| | | 対立的方法 |
| | 例示列挙アプローチ | 実質的方法 |

分析を端緒に検討してみることにしよう。

Stolowy 教授は、無形資産の定義を表 1-1 のように類型化し、それにもとづいて IASB および各国の会計基準設定主体が公表している無形資産の定義を表 1-2 のように分析している。

表 1-1 から分かるように、Stolowy 教授は、無形資産の定義を概念的アプローチと例示列挙アプローチの 2 つのアプローチに区分し、概念的アプローチをさらに類語反復的方法、対立的方法、実質的方法の 3 つの方法に分類している。概念的アプローチ (conceptual approaches) とは無形資産の意味を演繹的かつ明示的に説明しようとするアプローチであり、例示列挙アプローチ (list-based approach) とは無形資産に含まれるであろう項目を列挙し、その範囲を限定することにより帰納的にかつ暗黙的に無形資産の特色を際立たせようとするアプローチである。さらに、類語反復的方法 (tautological) とは無形資産を「物的実体を有さない」など類義の用語に置き換えて表現している方法であり、対立的方法 (by opposition) とは消去法的に無形資産を説明しようとする方法であり、実質的方法 (real) とは無形資産の意味を直接的に表現しようとする方法である。Stolowy 教授によれば、実質的方法による定義が無形資産とはなにかをもっとも的確に示しうるという⁽⁹⁾。

たとえば、SFAS 142 は、無形資産を「物的実体を有さない非貨幣性資産」⁽¹⁰⁾と定義するとともに、無形資産の範疇に含まれるであろう項目の詳

無形資産会計とその研究動向（1）

表 1-2 無形資産の定義の分類⁽¹⁰⁾

| 会計基準設定主体名 および国名 | 類語反復的方法 | 対立的方法 | 実質的方法 | 例示列挙 | 概念フレームワークの有無 |
|--------------------|---------|-------|-------|------|--------------|
| IASB (IAS 38) | × | × | △ | △ | ○ |
| アメリカ (SFAS 142) | ○ | ○ | × | ○ | ○ |
| イギリス (FRS 10) | ○ | × | ○ | × | ○ |
| フランス (PCG 99) | × | × | × | △ | △ |
| 日本（企業会計原則） | × | × | × | △ | × |

細なリストを提示⁽¹²⁾しており、定義にさいしては「物的実体を有さない」点で類語反復的方法、「非貨幣性資産」の点で対立的方法、詳細な無形資産リストを掲げている点で例示列挙アプローチを併用しているといえよう⁽¹³⁾。他方で、FRS 10 は、無形資産を「物的実体を有さない、かつ保護または法的権利を通じて企業により支配されている非金融固定資産である」と定義しており、定義にさいしては、SFAS 142 と同様に「物的実体を有さない」点で類語反復的アプローチ、「非金融固定資産」の点で対立的アプローチを併用しているが、同時に「保護または権利を通じて」の点で企業が実体を有さないものを支配しうる所以を説明しており、その意味で実質的アプローチを採用しているともいえよう。

Stolowy 教授は無形資産の定義に実質的方法を採用しているかどうかは概念フレームワークの有無に依存するとの結論に達している⁽¹⁵⁾。概念フレームワークは無形資産の前提として資産の要件および認識規準を明示しており、その意味で概念フレームワークが実質的な無形資産の定義を与えていたとはいえるが、無形資産の定義のみに着目するかぎり、表 1-2 から分かるように、概念フレームワークの有無にかかわらず、ほとんどの会計基準設定主体が定義にさいして実質的方法ではなく類語反復的方法および例示列挙アプローチを採用している。すなわち、どの会計基準設定主体

であっても、概念フレームワークの有無に関係なく、無形資産を概念的に定義しようとするとどうしても類語反復的にならざるをえないし、それゆえ概念的な定義だけでは不十分なために当該範疇に含まれるであろう項目を例示列挙することにより定義を補完せざるをえない状況に陥っているのである。

定義することの困難さは無形資産に限ったことであろうか。仮に有形資産を定義するとするならばどうであろうか。有形資産を定義している会計基準は存在しないが、仮に有形資産を定義するならば「物的実体を有する資産」と定義せざるをえず、結局のところ、無形資産と同じようなジレンマに陥るのではないだろうか。

私見では、無形資産を明確に定義できない理由は、1 つには、基準または著者によって、無形資産の範囲が異なる点、もう 1 つには、一言で無形資産といえどもさまざまな性質の資産から構成されているにもかかわらず、これらをまとめて多様な性質の資産を無形資産という範疇のもとで一縷めに定義しようとする点にあると考える。

まず、各国の基準書または企業のアニュアルレポートにおいて、どのような項目が無形資産の範疇に含められているかをみておこう。

(2) 無形資産の構成要素とその分類

表 1-3 は、今日、各国基準書に例示列挙されて

表1-3 無形資産の構成要素

| 国名 | 無形資産の構成要素 |
|----------------------|--|
| アメリカ ⁽¹⁷⁾ | 顧客リスト、流通チャネル、ブランドネーム、諸契約、建設許可、放送権、ソフトウェア、データベース、研究開発、ノウハウ、特許権、著作権、フランチャイズ権、教育訓練プログラムなど |
| フランス ⁽¹⁸⁾ | 創立費、研究開発費、広告宣伝費、フランチャイズ権、特許権、商標権、市場シェア、営業権、賃借権、各種利権、ソフトウェアなど |
| 日本 ⁽¹⁹⁾ | 特許権、商標権、顧客リスト、フランチャイズ権、漁業権、鉱業権など |

表1-4 無形資産項目についての各国間の見解の相違⁽²⁰⁾

| 無形資産項目 | アメリカ SFAS 141 | 国際会計基準 IAS 38 | イギリス FRS 10 | フランス Regl. 99-02 | 日本 ⁽²¹⁾ |
|--------|------------------|------------------|----------------|---------------------|--------------------|
| 商標権 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ブランド | ○ | × | △ | ○ | ○ |
| 顧客リスト | ○ | × | × | ○ | ○ |
| 市場シェア | × | × | × | ○ | ○ |
| 労働契約 | ○ | × | × | ○ | ○ |
| データベース | ○ | × | × | ○ | ○ |
| 創立費 | × | × | × | ○ | ×（繰延資産） |
| 広告宣伝費 | × | × | × | ○ | × |

いる無形資産項目および企業のアニュアルレポートに開示されている無形資産項目を示している。イギリスおよび国際会計基準については、いずれも基準書のなかで無形資産項目を例示列挙していないので省略しているが、少なくとも、アメリカ、フランス、日本を比較する限りにおいて、無形資産の範疇に含まれる項目は国または企業によりさまざまであり、その性質も項目間で大きく異なる。

表1-4は、無形資産項目に係る各国間の見解の相違をとりわけ顕著な項目についてのみ分析したものである。IAS 38およびFRS 10は、ある無形項目を無形資産として認識するためには法または契約のもとで企業の当該無形項目に対する支配が保障されていなければならぬとしており、この点で無形資産の認識要件がアメリカのSFAS 141やフランスのRegl. 99-02に比して厳しいものとなっている⁽¹⁶⁾。

これらすべての構成要素を包括的に無形資産と

みなすとすれば、機能別または法的性質別に表1-5のように分類することができると思われる。表1-5における〈I. 性質別分類〉は主として法的観点にもとづいて無形資産を分類している。

①は、私的または公的契約を通じて獲得した権利であり、これには当該権利を保有または行使することにより企業に経済的便益をもたらすような項目を分類している。これら項目には、法律上、フランチャイズ権などの債権⁽²²⁾と漁業権や鉱業権などの物権⁽²³⁾の2つが含まれることに注意したい。

②は、人間により生み出される知的創造物に関する権利、いわゆる法律上の無体財産権であり、発明や商標など当該創造物の排他的独占的な保有または使用が知的所有権法により保護されている項目である。

③は、②と同様に、人間により生み出される知的創造物であるが、知的所有権法による保護の対

無形資産会計とその研究動向（1）

表 1-5 無形資産の分類⁽²⁵⁾

| I. 性質別分類 | |
|-------------|---|
| ① | 私的または公的契約を通じて獲得した権利 |
| | { 私的契約を通じて獲得した権利……フランチャイズ権など { 政府機関など公的契約を通じて獲得した権利……漁業権、鉱業権など |
| ② | 知的所有権法の保護対象となる知的財産……特許権、商標権、意匠権、実用新案権など |
| ③ | 知的所有権法の保護対象外となる知的財産……ノウハウ、顧客リスト、教育訓練プログラムなど |
| ④ | 継続事業価値……市場シェア、営業権 ⁽²⁶⁾ 、のれん ⁽²⁷⁾ など |
| II. 保有目的別分類 | |
| ① | 使用目的……自社利用の特許権および商標権など |
| ② | 保有目的……第三者に実施許諾する特許権および商標権、漁業権、鉱業権など |
| ④ | 会計処理目的……営業権、のれん |

象外とされる項目、すなわち無体財産権とはなりえない項目である。これら項目のなかには、ノウハウなどのように従業員による盗用が労働法上で禁止されるなど間接的に法的保護の対象となりうるものと、顧客リストや教育訓練プログラムなどのようにまったく法的保護の対象となりえないものの双方が含まれる。

②および③について補足すれば、人間が生み出した知的創造物はその本質がいずれも第三者により容易に複写されうる知識または情報であるがゆえに、当該無形価値からもたらされる利益を享受するためには当該無形価値を排他的に保有または使用することが必要不可欠となる。いいかえれば、法またはなんらかの手段によって当該無形価値に対する支配が保証されないかぎり、企業にとって価値ある知識または情報であっても、資産としての要件を満たすことができない。その意味で、③のうち、顧客リストや教育訓練プログラムのように法的保護の対象外となる知的財産の資産性については問題が残るところである。

④は、企業が長期にわたって継続事業を営む過程で培ってきた経済的価値であり、長年にわたる顧客との関係や販売の機会、市場における優位性、それらを包含した企業全体の継続事業価値に関連

する項目を含む。これらの項目は、法律上、物権、債権、無体財産権のいずれにも相当しないが、営業権およびのれんは無体財産権である商号権を含むとの解釈が一般的である⁽²⁴⁾。

表 1-5 における〈II. 保有目的別分類〉は企業がそれぞれの項目を保有する目的にもとづいて無形資産を分類している。

①には、企業の製造または販売過程において何らかの形で製品にその価値が転嫁される項目、言い換えれば使用されることにより企業に経済的便益をもたらすことができる項目を分類し、②には、企業が保有することにより経済的便益を得ることができる項目または換金価値を有する項目を分類し、③には、①および②のいずれでもなく、会計処理上、無形資産として認識される項目を分類している。

たとえば、①には自社利用の特許権や商標権を分類し、②には第三者に実施許諾している特許権や商標権、また漁業権や鉱業権を分類している。

①の自社利用の特許権や商標権は、権利の客体である発明または商標が製造または販売する過程で製品に付加され、当該製品が第三者に売り渡されることにより企業に利益をもたらすことができる。他方で、②の権利の客体である発明または商標を

第三者に実施許諾している特許権や商標権は、これら権利を保有することで企業にロイヤルティ収入をもたらすことができる。また、漁業権や鉱業権は、これら権利を行使して事業活動を行わずとも換価性を有することから、土地を保有するのとほぼ同様に売却するか使用するかのいずれかによって企業に経済的便益をもたらしうる。これら①および②に分類した項目に反して、営業権やのれんは、製造および販売過程において使用することも、また換価性をも有さないことから、単なる会計処理上、生じる項目であると思われる。

(3) 無形資産会計の領域

すでに述べたように、無形資産の用語が有する曖昧さに拍車をかけているもう1つの理由が学際的類語の氾濫である。無形資産は知的資本や知的資産、知的財産（権）とどのように異なるのであ

るか。ここで、それぞれの用語の意味を Sullivan 教授の所説にもとづいて整理しておくこととする。

Sullivan 教授によれば⁽²⁸⁾、知的資本とは利益に転換することのできる知識であり、暗黙の知識と成文化された知識とから構成される。これら知的資本のうち成文化された知識を知的資産といい、さらに、知的資産のうち法律で保護される知識を知的財産（権）という。すなわち、図1-1から分かるように、知的資本が最も広義であり、知的財産（権）が最も狭義であるといえよう。

無形資産そのものの概念が明確ではないものの、表1-1に示されている無形項目を念頭において、無形資産会計の領域は知的資本・知的資産・知的財産（権）のそれぞれの領域に比べて2つの点で異なるであろう。すなわち、無形資産の構成要素は、第1に、必ずしも知識に限定されないこと、第2に、会計上の資産要件を満た

図1-1

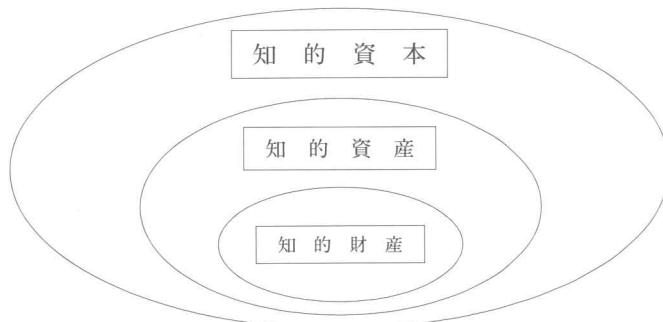
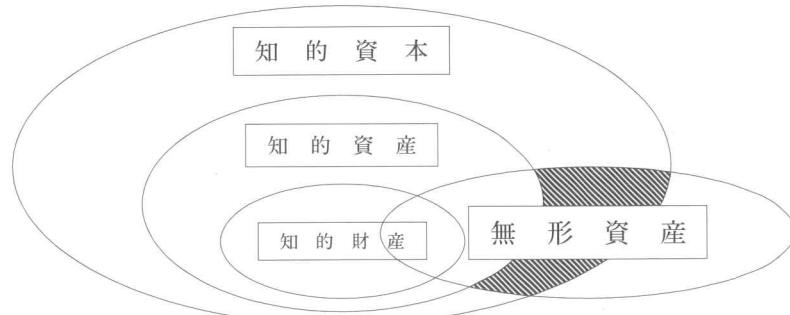


図1-2



さなければならぬこと⁽²⁹⁾である。したがって、図1-1の関係に無形資産会計の領域をくわえたとするならば、図1-2からも分かるように、無形資産会計は、知的資本とも、知的資産とも、知的財産（権）とも異なる領域を有することになる。ただし、暗黙の知識が会計上の資産として認識されることはきわめて困難であるので、図1-2の斜線部分は無形資産会計の領域から除く必要があろう。

しかし、無形資産会計と知的資本との相違点について、ここで、これら2つの相違点は無形資産と知的資本とを異なる方法で比較していることに留意しなければならないだろう。すなわち、第1の相違点は現行会計制度または実務において一般に認識されている無形資産を前提として帰納的に両者を比較しているのに対し、第2の相違点は会計上の資産要件を満たすか否かの問題であり、演绎的に両者を比較している。いいかえれば、資産とはなにかについては概念的に説明できても、無形とはなにかについては概念的に説明できないのである。

このように考えると、無形資産の範疇に属する項目は諸国間で違いがあるものの、一般に、資産として認識される項目のなかから有形資産にも金融資産にも属さない項目が無形資産として認識されているように思われる。今後、無形資産会計の領域をより明確にするためには、まずは各国基準間で無形資産の領域を整理する必要があろうが、少なくとも、継続事業価値としてののれんや営業権、債権であるフランチャイズ権、物件である漁業権や鉱業権については、無形資産会計の領域に含めるかどうか疑問のあるところである。

2. 無形資産会計の研究動向

当初はもっぱらのれんが中心であった無形資産

会計に係る研究も、企業の経営戦略における無形資産の重要性が高まるにつれて、研究対象の観点でも研究方法の観点でも広がりをみせつつある。

無形資産会計に係る研究は、それぞれの研究対象にてらして、大きく2つに区別することができると考えられる。すなわち、第1には、のれんを中心とした、無形資産会計の研究、すなわち、企業結合取引において取得されるのれんおよび無形資産についての研究、第2には、有償取得であれ自己創設であれ、特許権やブランドなど知的資産を中心とした無形資産会計についての研究である。

第1の研究は、のれんの本質、のれんおよびのれんから配賦される無形資産の認識・測定・情報開示についての研究が中心となっている。この研究分野は早くから展開してきたこともあり膨大な研究業績が残されているが、いまだに議論が尽きないのが現状である。第2の研究は、知的資産を中心とした無形資産の価値評価、無形資産に係る情報の有用性および情報開示のあり方についての研究が中心となっている。第1の研究が無形資産をのれんとほぼ同一視するか、またはのれんと密接に関連せしめて考察しているのに対して、第2の研究はのれんとは無関係に無形資産を独立した資産として捉えているのが特徴的であろう。この研究分野は、法学における知的財産（権）研究およびマーケティングにおけるブランド研究などの影響をうけて活発化してきたと考えられ、比較的新しい研究分野といえる。

第1の研究の代表的なものとしては、古くはLeak教授の“Commercial Goodwill”（1921）やYang教授の“Goodwill and other Intangibles”（1926）、高瀬莊太郎教授の『グッドウィルの研究』（1933）、やや新しくのれんの史的展開を検討するなかでのれんの本質を解明しようとしたHughes教授の“Goodwill in Accounting”（1982）や企

業結合会計との関連でのれんを分析した Catlet & Olson 教授の “Accounting for Goodwill” (1968)などをあげることができるだろう。そのほか、近年にはいり、国際的な会計基準におけるのれんの会計処理を取り扱っている研究は数多くある。

第2の研究分野は学際的なものが多く、無形資産会計という領域に限定してこれまでの研究を列举するのはきわめて難しいように思われるが、もっとも代表的な研究としては Lev 教授の無形資産および研究開発費をめぐる一連の実証研究、開示に焦点をあてた Taylor 教授の研究などをあげることができるだろう。そのほか、個々の無形資産の価値評価については、多くの研究が発表されている。

それぞれの代表的研究を検討するかぎりにおいてのれんおよびのれんとの関係で取り上げられる無形資産についての第1の研究では、帰納的アプローチが中心であり、実務または基準にてらしながらどのように理論づけていくかが問題となっているのに対し、他方で、知的資産を中心とする無形資産についての第2の研究では、規範的アプローチが中心であるのが特徴的であるように思われる。以下、第1および第2のそれぞれの研究動向について詳細に分析・検討していくが、紙幅の関係上、第2の知的資産を中心とする無形資産会計の研究については別稿「無形資産会計とその研究動向(2)」にゆだねることとした。

3. のれんを中心とする無形資産会計の研究

のれんを中心とする無形資産会計の研究は、大きく2つに分けることができる。1つはのれんの本質を究明する研究であり、19世紀末から20世

紀半ばにかけての文献に多くみることができる。もう1つはのれんの会計処理をめぐる研究であり、のれんの本質をめぐる議論が一段落ついた20世紀後半から現在にいたるまで、もっとも活発に議論されている分野である。以下では、のれんの本質論をめぐる議論に焦点をあてて無形資産会計の研究動向を時代の流れにそって検討していくことにする。

(1) 19世紀から20世紀にかけての研究動向

のれんが活発に議論されるようになったのはイギリス・アメリカ・フランスなど各国ともに19世紀においてのことである⁽³⁰⁾が、そのなかでとりわけ焦点になったのはのれんの本質および範囲についてである。

その理由として、第1に、イギリス、フランスなどの諸国において、当時はのれんに係る法制度がまったく整備されておらず、のれんとはなにか、のれんにはなにが含まれるのかについての共通の認識がないままにのれんの売買が日常茶飯事のごとく数多く行われていたこと、第2に、実務上で実際に売買されるのれんが、なんら法的権利または保護の対象とならないにもかかわらず、なぜ取引の対象となりうるのか、その本質および価値の妥当性をどのように解釈すればよいかが争点となったことをあげることができる。

実際のところ、19世紀に行われたのれんの売買をめぐる裁判は、商号・商標権の継承に纏わるもの⁽³¹⁾、製法の伝授に纏わるもの⁽³²⁾、地理的条件に纏わるもの⁽³³⁾など争点がきわめて多岐にわたり、必ずしものれんについての一般的な定義が確立されていなかったことを窺い知ることができるが、いずれの判例においてもほぼ共通して、のれんはきわめて漠然とある特定の企業に対する顧客の愛顧を意味し⁽³⁴⁾、現在のようにのれんと企業の

収益性、すなわち企業の超過収益力との関係についてはそれほど重要視されていなかった⁽³⁵⁾といえよう。

なぜならば、第1に、当時は、いまだ所有と経営とが完全に分離していなかったために、企業の収益性は事業主（＝所有主＝経営者）の能力に依存し、企業の収益性そのものを事業主から切り離して第三者に譲渡することは不可能であると考えられていたため、第2に、各企業と顧客との関係がきわめて密接であり、のれんの取得は顧客の獲得に直結すると考えられていたためである。いかえれば、事業主の個人的な能力が譲渡不可能であっても、のれんを取得することで従来からの顧客を引き継ぐことは可能であり、よってのれんは本質的に顧客の愛顧を意味すると解釈されていたといえよう。

20世紀初頭にかけて事業規模が拡大し、所有と経営の分離が明確になるのに応じて、また各企業と顧客との距離が広まるのに応じて、のれんはより広義に解釈され、顧客の愛顧や従業員の忠誠、銀行との信頼関係、立地など、ある特定の企業が有するすべての有利な諸条件に帰するところの超過収益力、すなわち将来における超過利益獲得見込みへの期待と考えられるようになる⁽³⁶⁾。

当時の議論において、のれんは企業の超過収益力を意味し、事業活動から切り離して第三者に譲渡することはできないという点では見解に相違はないもの、のれんの範囲および超過収益力の定義は論者によってさまざまである。これらのれんをめぐる議論についてYang教授やHughes教授、高瀬教授の所説にもとづきながら、第1にのれんの範囲、とりわけのれんと他の無形資産との関係をどのように言及していたか、第2にのれんが有する超過収益力をどのように捉えていたか、2つに焦点を当てて整理しておくことと

する。

第1の点、すなわち、のれんと他の無形資産、とりわけ特許や商標との関係についていえば、両者の関係に言及している著者はあまり多くないものの、その解釈は大きく次の2つに分けることができる。すなわち、第1に、のれんは他の無形資産を広く包含する概念であるとしてのれんおよび他の無形資産が企業の収益性に対して及ぼす影響を同一視する考え方、第2にのれんと他の無形資産とを別個に捉え、両者が企業の収益性に対して及ぼす影響をそれぞれ区別する考え方である。

第1の考え方について補足すれば、特許権や商標権など法律上の独占権を保有しているからといって必ずしも当該独占権の行使により独占的利益獲得の機会を得ることはできないとし、法律上の独占権と当該独占権の保有により生じる独占的利益獲得の機会の享有とは区別されるべきであり、独占的利益獲得の機会の享有によって生じた価値こそがのれんとして位置づけられるべきであるとする⁽³⁷⁾。この考え方によれば、法律上の独占権は事業活動から切り離して譲渡可能であるが、当該独占権に伴う独占的利益獲得の機会およびそこから派生する価値を事業活動から切り離して譲渡することは不可能であるとされる。

第2の考え方について補足すれば、特許権や商標権などの法律上の独占権はのれん生成の大きな要因であり、両者は密接に関係しているとしながらも、法律上の独占権とのれんとは、①法律上の独占権が単独でも譲渡可能であるのに対し、のれんは単独では譲渡不可能であること、②したがって両者はともに企業に超過収益力をもたらすものの両者が企業の収益性に与える影響は異なるとする。しかし、個々の無形資産の価値とのれんの価値との識別可能性について、法律上の独占権は通常の収益力を超える超過収益力であるのに対し、

のれんは新設企業の収益力を上回る超過収益力である⁽³⁸⁾と解釈する著者はいたものの、実務上、企業全体の超過収益力をのれんと個々の無形資産とに割り当てるのは困難と考えられていたようである⁽³⁹⁾。

第2の点、すなわち、のれんが有するところの超過収益力についていえば、その定義は論者によってさまざまであるものの、大きく次の3つに分けることができる。すなわち、第1に、通常の収益力を上回る企業の収益力とする考え方⁽⁴⁰⁾、第2に、同業種他企業の収益力を上回る企業の収益力とする考え方⁽⁴¹⁾、第3に、新設企業の収益力を上回る既存企業の収益力とする考え方⁽⁴²⁾である。各超過収益力の具体的な算定方法については省略し、ここではむしろこれらのれんの超過収益力をめぐるさまざまな定義は各論者が主張するところののれんの本質論と密接につながっていることに留意したい。

第1の考え方は、のれんの生成要件よりもむしろ実際に認識されているのれんの分析から帰納的に導き出されており、実務上でのれんは他への投資を上回る価値を企業が有すると期待される場合に認識される点、かつ営業の優劣にかかわらず認識されている点に注目している。第2の考え方は、のれんの生成要件が同業種他企業と比較していかに有利な営業上の諸条件を有しているかにあるとしており、したがって同業種他企業の収益力を上回る企業の収益力を超過収益力としている。第3の考え方は、既存企業は新設企業に比して顧客に認知された商号や営業上のノウハウなどのさまざまな優位性を有しており、この優位性に起因してのれんは生成されるとする。実際に生起されるのれんの取引にもとづいて第1の考え方方がもっとも適切であると解されていたようであるが、通常の収益力をどのように測るか⁽⁴³⁾が問題となろう。

ここで、のれんの会計処理をめぐる議論について、のれんの本質論と関連するかぎりにおいて、触れておこう。のれんの会計処理をめぐる議論についていえば、当時は、のれんの会計処理として、第1に、資本と相殺する処理、第2に、土地と同様に恒久資産とする処理、第3に、償却する処理を考えられていた⁽⁴⁴⁾。第1の会計処理および第2の会計処理は一見して相反するようであるが、いずれの処理ものれんを恒久資産とする考えにもとづいている。すなわち、両者はともに、のれんは企業活動において使用されないことから枯渇しない非減耗資産であり、したがって使用の事実がないにもかかわらず償却額を費用として当期の収益に課すべきではないとの考えにもとづいており、両者の違いは、のれんが有する価値の不確実性を理由に保守的な処理をするか否かにある。それに対し、第3の処理はのれんを土地のような恒久資産ではなく減耗資産であるとする考えにもとづいており、さらに償却費を当期の費用として認識する処理と利益剰余金と相殺消去する処理とがあるが、いずれものれんを使用するか否かの有無にかかわらず保守的な処理であるとされる。

のれん概念とそこから引き出される会計処理の妥当性については現行会計制度においてなお意見の一致をみない点であるが、当時から現在にいたるまでのれん概念が徐々に変化してきてることを忘れてはならない。

のれんをめぐってはこのように多様な解釈があったものの、のれんを特許や商標などその他の無形資産も包括する広い概念として捉える考え方を中心的であり、個々の無形資産を単独で取引する場合を除いては個々の無形資産の認識が問題となることは多くなかった。その理由は、特許や商標は法律上の確固たる財産権を獲得していたにもかかわらず、特許や商標を営業と一体で取得した場合

にこのような個々の財産権そのものの価値および個々の財産権が企業の収益性に与える影響はそれほど大きくなかったためと考えられる。

（2）20世紀半ばにおける研究動向

20世紀中葉にかけては、判例においても、文献においても、のれんを他の無形資産全般をも包含する広い概念であるとする解釈は少なく、のれんと個々の無形資産とをそれぞれ異なる性質を有するものとして両者を区分して議論するようになる。たとえば、Paton = Littleton 教授も「企業が有する優越した収益性について、特許とか特認などに表されている特定の独占的な認可などで説明できない場合、その企業はのれん（goodwill）すなわち総合的無形価値を持っているといって差支えない」⁽⁴⁵⁾と述べているように、のれんと個々の無形資産とを明確に区別するか、または両者の関係に言及する法令および文献が多くみられる。

20世紀初頭以降ののれんおよび無形資産の概念をめぐる議論については、企業をめぐる経済的・社会的環境も、またその環境の変化に対応して制定される法制度の動向も国により大きく異なることから、以下では、フランス、アメリカ、イギリス、わが国のそれぞれの国について、のれんおよび無形資産概念の変遷を考察することとする。

① フランス

20世紀中葉にかけてフランスでもっぱら論争になった無形項目は営業権および創立費などの擬制資産であるが、いずれに対しても早い時期に法のなかで規定が設けられたことから、もっぱら法的観点から営業権や擬制資産を論じる文献が多くみられるほか、無形資産の償却に対する税法上の解釈を取り上げた文献もいくつか散見される。ここでは、20世紀中葉にかけて法および文献のな

かで営業権およびそれとの関係で無形資産概念がどのように展開していったのか、擬制項目の概念を他の無形資産との関連でどのように捉えられていたのかについて、判例および、Batardon 教授⁽⁴⁶⁾、Leautey & Guibault 教授⁽⁴⁷⁾、Weismann & Debled 教授⁽⁴⁸⁾などの文献にもとづいて考察することしたい。

まず、営業権についていえば、法が介入することもなく実務のなかでのれん会計が成熟するのを待つアメリカやイギリスなどコモン・ローの諸国とは異なり、フランスではあとを絶たない訴訟に對処すべく1909年に営業権に係る法律⁽⁴⁹⁾が制定され、法のなかで営業権の範囲、とりわけ他の無形資産との関係を明確にすることが試みられる。その理由として、当時、営業権による現物出資の見返りとして株式を付与するさいに、営業権を過大評価し、資本を水増しする実務が横行し、裁判に持ちこまれるケースが少なくなかったためと考えられる。

1909年法は営業権の譲渡には一般に屋号（enseigne）、商号（nom de commerce）、賃借権（droit au bail）、顧客（clientèle, achalandage）⁽⁵⁰⁾の無形要素が付随することが明記されている⁽⁵¹⁾が、顧客を維持するためには商標の継承が不可欠であることから一般的に営業権には商標も含むと判例によっては解釈される場合もあったようである⁽⁵²⁾。1909年法においては、営業権の譲渡に商品や設備など有形要素が付随する場合には必ず無形要素と有形要素とを別個に評価し、それぞれに価額を付すことが規定されている⁽⁵³⁾が、当時は、個々の無形資産を個別に評価するにはいたっておらず、帳簿の売上高または利益にもとづきざっくりと無形要素の価額を決定していたようである。また、契約によっては広くライセンスや特許権も付隨しうる⁽⁵⁴⁾とされていること、また判例でも営業権

の売買取引にともなうライセンスや特許権の訴訟はみられないことから、1909年法の制定以降の判例においては営業権と特許権とが同一視されることとはなかったと考えられる。

他方で、文献においては、各種許認可権、特許権、商標権などの無形資産と営業権とは区別されて論じられているものの、無形資産という用語そのものがまだ使われていないこと、無形資産のなかで特許権および商標権は取り上げられていることが多いが、いずれも現物出資または有償取得の場合のみが考察対象となっていること、営業権の範囲よりもむしろ営業権や個々の無形資産の評価方法および償却の必要性についての議論が中心になっていることなどがその特徴であろう。Batardon教授によれば、各種許認可権および特許権については権利行使期間にわたって償却すべきであるが、商標権については恒久的な性質を有することから必ずしも償却は要しないとし、営業権については少なくとも株式会社の場合には利益の有無にかかわらず償却すべきであるとしている⁽⁵⁵⁾。もっとも、営業権の償却をめぐってはいろいろと議論があったようである。

次に、創立費などの擬制資産についていえば、フランスでは、1938年に制定された法律⁽⁵⁶⁾のなかで会社の創立に要した費用を創立費（frais d'établissement）や委託手数料（Commissions）として資産計上することを容認する規定が設けられ、さらに資産計上する場合には創立費については10年以内に、委託手数料については5年以内に償却しなければならないとされた。したがって、1938年以降の文献においては、創立費がなぜ資産として計上されうるかとの問題が提起されるとともに、創立費の範囲、すなわちどこまでを創立費として考えるかを論じるものが多いようにみうけられる。

② アメリカ

アメリカにおける20世紀中葉にかけてののれんおよび無形資産の問題を取り扱った文献は他国に比して豊富であり、とりわけ Paton 教授の “Asset Accounting” (1952) においては無形資産についての章が設けられているほどである。Paton 教授はその著書のなかでのれんのほか特許権・著作権・トレードマークを考察対象としているが、無形資産全般をのれんと密接に関係した資産としていること、有償取得はもとより自己創設無形資産をも考察対象としているものの、自己創設無形資産については繰延費用的な解釈をしていることなどを特徴としてあげることができる。Paton 教授のみならず、当時は、フランスと同様に、もっぱらのれんおよび擬制資産の議論に集中しているように思われる。Paton 教授のほか、Yang 教授⁽⁵⁷⁾ や Hughes 教授⁽⁵⁸⁾などの著者が歴史的なのれんに係る問題をテーマとした著書を記しており、Hatfield 教授⁽⁵⁹⁾、Montgomery 教授⁽⁶⁰⁾、Paton 教授⁽⁶¹⁾、Paton = Littleton 教授⁽⁶²⁾などもそれぞれの著書のなかでのれんに言及している。以下では、これらの著者たちの文献に忠実にもとづきながら当時ののれんおよび擬制資産に係る議論を振り返ってみることにする。

20世紀初頭から中葉にかけてアメリカののれんおよび無形資産会計に影響を与えた要素としては、第1に無額面株式の発行、第2に第1の無額面株式の発行などを背景にした株式会社の著しい発展、第3に連結財務諸表の普及、第4に職業会計士団体の台頭、第5に所得税法の制定をあげることができる。ここでは、のれんおよび無形資産概念に大きな影響を与えたと考えられる第1、第2、第3の要素を取り上げ、それぞれの要素がアメリカにおけるのれんおよび無形資産概念にどのような影響を与え、それによりのれんおよび無形資産概念がどのように変遷したのかを考察するこ

としたい。

第1の点についていえば、無額面株式の発行を認める会社法は1912年にニューヨーク州においてはじめて議会を通過し、その後、各州においても認められるにいたった⁽⁶³⁾が、この無額面株式の発行により従来からの横行していた株式の水割りや無形資産の過大評価の実務が減少したとされる⁽⁶⁴⁾。すなわち、のれんおよび無形資産は単なる実務上の会計操作の産物としてではなくより厳密な理論上の論点として取り上げられることが可能になったと考えられる。

第2の点についていえば、株式会社が支配的な会社形態となるにつれ、のれんの譲渡可能性、すなわちのれんと事業主の個人的な能力との関係がもはや問題として取り上げられることはなく、のれんはより客観的な超過利益を示すと広く一般に理解されるようになる。

この株式会社制度の発展がのれんの概念を社会に定着させたことにより、のれんおよび無形資産の概念をめぐる議論は次の2つの点において新たな展開をみせることになる。すなわち、のれんおよび無形資産をめぐる新たな論点とは、1つには、のれんと繰延費用の関係、もう1つには、買入のれんと自己創設のれんとの関係である。

前者ののれんと繰延費用の関係についていえば、なぜ企業が超過利益たるのれんを有しうるのかを究明する議論のなかで、企業の超過利益はもはや事業主の個人的な能力ではなく、企業がおこなう広告（advertising）の効果から生み出されるとする考えが登場するようになる⁽⁶⁵⁾。こののれんと広告との関係を指摘する意見は自己創設のれんまたは広告費の資産計上への主張へと転じ、とりわけ広告費をめぐっては動態的会計の勃興と相俟って、1つの論争を巻き起こす。

すなわち、のれんとは既存企業の超過収益力で

あり、のれんに対して支払われる額は既存企業の過去の業績にもとづいて算定されるが、のれんの取得根拠は、当該既存企業の取得により、取得企業も被取得企業もいずれもより発展し、より収益性が高まるであろうという「将来への期待」にほかならない。将来への期待に対する支払という意味ではのれんも広告費も同じであることから、広告費ものれんと同様に資産化すべきであるというものである。

資産化される広告費について、のれんという項目のもとで計上し、のれんと同様の会計処理をするか、または繰延費用としてのれんとは異なる会計処理をするか、見解の分かれるところであったが、将来への広告費の効果が不確定であることから、繰延費用としてのれんとは別個に計上し、可能な限り早期に償却することが望ましいとしている⁽⁶⁶⁾。

後者の買入のれんと自己創設のれんとの関係についていえば、のれんを土地と同じ恒久資産とする考えはアメリカだけでなく他の諸国でもすでに一般的であったが、継続事業を前提とする株式会社制度が発展したことにより、会社が永久不滅であるならばその会社の1部分たるのれんもまた恒久的性格を有するとの見解がさらに強まっていく⁽⁶⁷⁾が、そのなかで、のれんは恒久的性格であるとしても時間とともにその内容は変化するのではないかとの意見がでてくる⁽⁶⁸⁾。

すなわち、現時点で保有するのれんと20年前に取得したのれんとは異なり、現時点で保有するのれんはこの20年間に経営者がおこなったさまざまな努力により生み出される自己創設のれんであるので、20年前に購入したのれんはその有用性の減少に応じて減価または償却されるべきであるとの主張である。

このような主張に対し、のれんを償却する場合

には経営者はのれんの償却費とのれん維持のためのさまざまな費用との 2 重の費用を同時に負担しなければならず適切ではないとの異議もだされるが、買入のれんの恒久性に対しては「歴史をみてても、超過収益力 (extraordinary earning power) が無限に持続可能であることはありえない」⁽⁶⁹⁾ と Paton = Littleton 両教授からも疑問の声がでてくる。しかし、のれんを恒久資産とし、償却不要とする考えは、APB オピニオン 16 号が 1970 年に公表されるまで捨象されることなく維持され、現在また SFAS 141 において採用されるにいたっている。

のれんを恒久資産とすることにより生じる買入のれんと自己創設のれんの問題は、FASB が SFAS 141 においてのれんに対しては規則的な償却ではなく減損会計を適用すると規定したことにより、現在、再燃しつつある。減損会計を適用する点においては当時の議論とやや趣を異にするかもしれないが、減損を測定するにさいして採用される現在割引価値が無限を前提としていることを考慮すると、本質的にのれんを完全には減耗しない恒久的資産として取り扱っていることに違いはなく、当時の議論も現在の議論も同じように思われる。

第 3 の点についていえば、連結財務諸表の普及に応じて、連結財務諸表の作成時に計上される子会社の純資産簿価とそれに対する親会社の投資額、いわゆる投資差額（連結調整勘定）を、従来ののれんと同様に、「のれん」と称するようになる⁽⁷⁰⁾。当時の企業結合会計では親会社の投資額を子会社の純資産簿価と対比させてのれんを算定していたために、のれんは純粹に子会社の超過利益の取得によるだけでなく子会社が保有する資産および負債の過少評価および過大評価によっても発生することになり、のれんの概念および資産性がきわめて

て曖昧になる原因をもたらしたと思われる。

③ イギリス

イギリスにおいては、のれんを取り上げた論文⁽⁷¹⁾ が 1884 年にはすでに公表されており、20 世紀初頭にはのれんおよび無形資産を取り上げた文献がいくつか公表されている。その代表的な文献としては Leake 教授（1921）や Dicksee & Tillyard 教授（1906）による著書がある。しかし、早くから活発な議論が展開されたわりには、その後 20 世紀中葉にかけては、あまり積極的な動きは見られない。“The Accountant” の掲載論文にものれんおよび無形資産について書かれたものはそれほど多くない。その背景には 1908 年会社法の制定があるようと思われる。

イギリスは、EC 会社法指令の制定までは、会社法のなかではあまり細やかな会計規定を設けず、その骨格なり大枠を定めるに止め⁽⁷²⁾、他方で、財務諸表に詐欺および誤謬があった場合には経営者および監査人の責任を厳しく追求する方式を探ってきたといえる。

のれんおよび無形資産についていえば、1908 年会社法はのれんの会計処理および開示方法に言及しており、前者、すなわち会計処理については、のれんの 3 つの会計処理、すなわち、第 1 に、のれんを資本と相殺する処理、第 2 に、のれんを恒久資産とする処理、第 3 に、徐々に減価または償却させる処理のうち、個人会社 (proprietorship) および合名会社 (partnership) にはすべての会計処理の適用を、株式会社 (corporation) には第 2 および第 3 の会計処理の適用のみを認める⁽⁷³⁾とともに、後者、すなわち開示方法については、のれんを他の資産とは別個の項目のもとで開示するよう規定している。

第 2 の会計処理については保守主義的な立場か

らだけでなく理論的な立場からも反対意見が多かった⁽⁷⁴⁾ ようである。ただし、たとえ第2および第3の会計処理を適用しても、のれんという独自の項目で開示されることは稀であり、他の資産または他の無形資産とともに開示されていた⁽⁷⁵⁾ ため、投資者がのれんおよび個々の無形資産の額を認識するのは容易ではなかったようである。

注

- (1) 少なくとも無形資産という用語が文献の表題を飾ったのは Yang の *Goodwill and Other Intangibles* (1926) が最初であると思われる。
- (2) 特許制度はベネチア共和国元老院により制定された《Parte vénitienne》を嚆矢とする (Piotraut, J. L., *Droit de la propriété intellectuelle*, 2004, p. 13.) とされ、その後、イギリスにおいても 1623 年にすべての新製法の発明者に対し 14 年間にわたり当該製法の独占的利用権を与えた《Statute of Monopolies》が制定されるが、いずれも国家または国王による恩恵主義にもとづいた特許制度であり、現代の特許制度に通ずるような権利主義のもとの特許制度は 1790 年にアメリカ議会を通過した特許法において初めて具現化される (杉林信義・笹倉毅・小川宗一・鷹取政信編著『知的所有権法』発明協会、1995 年、54 頁)。なお、著作権は特許権よりもはるかに古く、その起源は古代エジプトにまで遡る (杉林信義・笹倉毅・小川宗一・鷹取政信編著、前掲書、59-65 頁) といわれている。
- (3) 高瀬莊太郎『グッドウィルの研究』森山書店、昭和 8 年、2 頁。
- (4) Sanders, B. T., *An Examination of Contemporary Practices in Accounting for Intangible Assets*, 1957, p. 1.
- (5) 次に無形資産の定義をいくつか引用しておこう。「無形資産は物的実体を有さない資産であり、その価値は所有者に付与されている権利に依存する」(Kohler, E. L., *A Dictionary for Accountants*, 1952, p. 225), 「有形資産と無形資産との違いは物的実体があるかないかにある。無形資産は特別な便宜や権利、特権を通じて収益獲得に貢献することから企業にとっての価値を有する」(Karrenbrock and Simons, *Intermediate Accounting*, 1953, p. 505)。
- (6) Paton, W. A. and Paton, W. A. Jr., *Asset Accounting*, 1952, p. 485.
- (7) Stolowy, H. & Jeny, A., "How accounting standards approach and classify intangibles – An international survey –", *Paper for the presentation at the 22nd Annual Congress of the European Accounting Association*, may 1999.
- (8) Stolowy, H. & Jeny, A., *Op. cit., supra note 7*, p. 6.
- (9) この点について Stolowy 教授は明確には述べていない。
- (10) Stolowy 教授 (Stolowy, H. & Jeny, A., *Op. cit., supra note 7*, p. 7) の見解を部分的に修正して作成している。
- (11) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 142: Goodwill and Other Intangible Assets*, FASB, june 2001, par. B 27.
- (12) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141: Business Combination*, FASB, par. A 14.
- (13) IAS 38 は無形資産を「財・サービスの製造または供給において使用されるか、第三者に貸与されるか、または管理の目的で保有される物的実体を有さない識別可能な非貨幣性資産であり、かつ過去の事象の結果として、企業により支配されている、将来にわたって企業にキャッシュフローをもたらすと見込まれる資源である」(International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards No. 38: Intangible Assets*, IASB, par. 7.) と定義しており、「物的実体を有さない」点で類語反復の方法、「非貨幣性資産」の点で対立的方法、それ以外の点で実質的方法を採用しているが、「自己創設ブランドやマストヘッド、出版タイトルは無形資産として認識することができない」(International Accounting Standards Board, *Op. cit.*, par. 51) とある項目を排除している点で例示列挙アプローチも併用しているといえよう。
- (14) Accounting Standards Board, *Financial Reporting Standard 10: Goodwill and Intangible Assets*, december 1997, par. 2.
- (15) Stolowy, H. & Jeny, A., *Op. cit., supra note 7*, pp. 8-9.
- (16) この点については拙稿「IAS 38 無形資産」(税経通信第 54 卷第 14 号)「企業結合会計におけるのれんと無形資産」(税経通信第 55 卷第 9 号)を参照のこと。

- (17) Financial Accounting Standards Board, *Op. cit.*, *supra note 12*.
- (18) フランス基準である Régl. 99-02 (Francis Lefebvre, *Comptes Consolidés*, 2002, pars. 9666-9671.) およびフランス企業が公表しているアニュアルレポートにもとづいている。
- (19) 日本については、企業がアニュアルレポートにおいて開示している項目を挙げている。
- (20) ここで分析している無形資産は、創立費および広告宣伝費をのぞき、すべて有償取得によるものであり、自己創設無形資産は対象としていない。
- (21) わが国については、規定がないだけに、有償取得の場合にはすべて容認されるものと解釈している。
- (22) 「フランチャイズ（特権）は、基本的には、契約法上の権利であり、債権的な権利である」（川越憲治『フランチャイズシステムの法理論』商事法務、84頁）。
- (23) 漁業権および鉱業権は特別法上の物権である。物権の客体は有体物でなければならないが、漁業権および鉱業権などは例外的であるといえよう（田井義信・岡本詔治・松岡久和・磯野英徳『新物権・担保物権法』法律文化社、4-13頁）。
- (24) 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編集代表『注釈会社法（新版）』有斐閣、187-198頁。
- (25) 無形資産項目の例示例挙およびその分類にさいしては、FASB, *Code de la Propriété Intellectuelle*, 杉林信義・笹倉毅・小川宗一・鷹取政信監修『知的所有権法——理論と実務——』発明協会（1996年）、Smith, G. V. & Parr, R. L., *Valuation of Intellectual Property and Intangible Assets*（知的財産研究所訳『知的財産と無形資産の価値評価』）を参照している。
- (26) ここに営業権とは企業会計上の営業権（企業会計原則・貸借対照表原則の4の(1)のB）および商法上ののれん（旧商法「会社の計算」第285ノ7におけるのれんおよび現商法施行規則第33条）を指す。
- (27) ここにのれんとは企業会計上ののれん、いわゆる連結調整勘定を指す。
- (28) Sullivan, P. H., *Value-Driven Intellectual Capital*, 2000, (森田松太郎監訳『知的経営の真髄』東洋経済新報社、30頁)。
- (29) この点については拙稿「無形資産会計の論点」（税経通信2004年11月号）参照のこと。
- (30) 営業権およびのれんに係る判例はイギリスにおいては古く1417年にまで遡る——のれんを資産として取り扱った判例は1743年のことである——が、活発に判例のなかで取り扱われるようになったのは19世紀半ばになってからといわれている。特許権および商標権の起源も中世にまで遡るが、特許権についていえば、その取得および売買が盛んに行われるようになったのは産業革命以降のことであり、また商標権についていえば、常にのれんに付随すると考えられていたことから、いずれものれんと同様に議論の対象となったのは19世紀以降のことと考えられる。また営業権およびのれんに係る会計上の問題を取り扱った文献はイギリスにおいて1884年に出版されているとされる (Hughes, H. P., *Goodwill in Accounting*, 1982, p. 7, pp. 23-26. Bertrand, A., *La Propriété Intellectuelle Livre II*, 1995, p. 21, p. 290.)。
- (31) たとえば、29/11/1850 Tribunal de Commerce de la Seineでは、営業権の部分的取得と商号・商標権の利用が争点となっている。
- (32) たとえば、07/04/1852 Tribunal de Commerce de la Seineでは、営業権の取得に製法が付随するか否かが争点となっている。
- (33) たとえば、07/01/1852 Tribunal de Commerce de la Seineでは、営業権の売却者およびその家族は同地区において営業を再開することができるか否かが争点となっている。
- (34) イギリスにおいては1810年にはすでに判例においてのれんは「売却の主体であるのれんとはまさに馴染みの客が馴染みの場所によく出かけることの蓋然性である」と定義している (Hughes, H. P., *Op. cit.*, *supra note 30*, p. 21.)。
- (35) 1858年にはのれんの価値は事業体の収益性を考慮して評価されるが、のれんの本質は事業体の収益性とは別個のものであるとの判決が下されている (Yang, J. M., *Goodwill and Other Intangibles*, 1926, p. 88. 07/04/1852 Tribunal de Commerce de la Seine)。
- (36) Yang, J. M., *Op. cit.*, *supra note 35*, pp. 87-94.
- (37) たとえば特許権を保有している場合には、法律上の独占権としての特許権と特許権から得られる独占的利益獲得の機会とは区別されるべきであるとする（高瀬壯太郎、前掲注3、104-105頁）。
- (38) Yang, J. M., *Op. cit.*, *supra note 35*, pp. 87-94.ただし、Yangは超過利益を個々の無形資産に賦課するのは実際には不可能だとしている。
- (39) Walker, G. T., "Why purchased goodwill should be amortized on a systematic basis", *Journal of Accountancy*, February, 1953, p. 213. ただし、著者は財産権（property rights）の有する要素

- についてはのれんから分離することが可能だとしているが、具体的な項目は示していない。
- (40) ヤング教授 (Yang, J. M., *Op. cit.*, *supra note* 35, p. 95.) や高瀬教授 (高瀬莊太郎『グッドウィルの研究』森山書店, 45-48 頁), Walker 教授 (Walker, G. T., *Op. cit.*, *supra note* 39, p. 213) などがこの説を主張するが、通常の収益力をどのように定義するかについてはいくつかの見解がみられる。
- (41) 具体的な著者を示すことはできないが、この考え方方は高瀬教授により批判されている。高瀬莊太郎、前掲書, 44 頁。
- (42) この考え方方は初期の見解に多い (Catlette, G. R. & Olson, N. O., *Accounting for Goodwill*, American Institute of Certified Public Accountants, 1988, p. 10 参照)。
- (43) 通常の収益力をどのように考えるかについては意見の分かれるところであるが、一般的な投資利益率を上回る率としている著者が多い。高瀬教授はこの一般的な投資利益率として国債の利子率、いわゆるリスクフリーレートを用いて説明している。
- (44) Hughes, H. P., *Op. cit.*, *supra note* 30, pp. 29-33.
- (45) Paton = Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940, p. 92. (中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店, 1953 年, 152 頁)。
- (46) Batardon, L., *L'Inventaire et le Bilan, chez Le Commerçant seul, Dans Les Sociétés de Personnes, les Société par actions et les Société à Responsabilité Limitée*, 1950, pp. 186-187, pp. 207-210.
- (47) Léautey & Guilbault, *Principes Généraux de Comptabilité*, 1919, pp. 200-201
- (48) Weismann, M. & Debled, R., *Achat, Vente et Gérance d'un Fonds de Commerce*, 1969.
- (49) Loi du 17 mars 1909.
- (50) ここでは clientèle と achalandage と同じ「顧客」を表す用語として訳している。両者の違いは厳密には clientèle が固定客, achalandage が一般客を指すとされる (Valéry, *Annales du Droit Commercial*, 1902, p. 273)。
- (51) Loi du 17 mars 1909 relative à la vente et au nantissement des fonds de commerce, Art. 1, *Loi décrets* 109, 1909, p. 189.
- (52) 1890 年 12 月 1 日に最高裁 (Arrêt des chambres civiles de la Cours de cassation, 1er décembre 1890) より営業権の譲渡に商標は付随するとの判決が下されており、この解釈は現在もなお維持されているとされる (*Code de Commerce*, Litec, p. 137)。
- (53) Loi du 17 mars 1909 relative à la vente et au nantissement des fonds de commerce, Art. 1, *Op. cit.*, *supra note* 51, p. 189. 実務ではこのような 1909 年法の規定に忠実にもとづき営業権の売買取引をおこなっていたことを判例により紹介しておく。
- 1933 年 10 月 30 日に M. Séjourné は Mme. Ferlin より彼女が亡夫から相続した食肉店の営業権を 200,000 fr で取得した。営業権の価額 200,000 fr の内訳は無形要素が 155,000 fr, 有形要素が 45,000 fr である。ところが M. Séjourné が取得の翌年の売上高にもとづき無形要素を再評価したところ 61,000 fr にも満たなかった。したがって、M. Séjourné は Mme. Ferlin が営業権の売却にさいして売上高および無形要素を過大評価したとして自分が負った損失について賠償請求を求める。判決では Mme. Séjourné が当該営業権の無形要素を 90,000 fr で転売していることから最終的に M. Séjourné が負った無形要素についての損失は 33% であると見積もられている (Cour d'appel de Paris, 26 octobre 1937)。
- (54) Loi du 17 mars 1909 relative à la vente et au nantissement des fonds de commerce, Art. 9, *Op. cit.*, *supra note* 51, Weismann, M. & Debled, R., *Op. cit.*, *supra note* 48, pp. A 7-A 8.
- (55) Batardon, *Op. cit.*, *supra note* 46, pp. 186-187, pp. 207-210.
- (56) Décret du 30 décembre 1938 relatif aux entreprises d'assurance et de capitalisation.
- (57) Yang, J. M., *Op. cit.*, *supra note* 35.
- (58) Hughes, H. P., *Op. cit.*, *supra note* 30.
- (59) Hatfield, H. R., *Modern Accounting*, 1909.
- (60) Montgomery, A. T., *Auditing: Theory and Practice*, 1940.
- (61) Paton, *Advanced Accounting*, 1941.
- (62) Paton = Littleton, *Op. cit.*, *supra note* 45.
- (63) Hughes, H. P., *Op. cit.*, *supra note* 30, p. 41. なお、無額面株式の発行が無形資産実務に与えた影響については清水泰洋『アメリカののれん会計』中央経済社 (第 6 章) を参照のこと。
- (64) Hughes, H. P., *Op. cit.*, *supra note* 30, p. 44.
- (65) Hughes, H. P., *Op. cit.*, *supra note* 30, p. 44.
- (66) Paton = Littleton, *Op. cit.*, *supra note* 45, pp. 92-93。中島省吾訳、前掲書, 152-153 頁。
- (67) のれんは恒久資産であるが、保守的な観点から

償却すべしとする考え方のもとでは、のれんの償却を利益（income）に課すのではなく留保利益（earned surplus）に課すべきであるとの意見もでてくる。

- (68) Leak, P. D., *Commercial Goodwill*, 1938, pp. 76–78. ただし、Leakはイギリス人である。
- (69) Paton = Littleton, *Op. cit., supra note 30.*, pp. 92–93. 中島省吾訳、前掲書、153頁。
- (70) Hughes, H. P., *Op. cit., supra note 30*, pp. 58–59.
- (71) Harris, W., "Goodwill", *The Accountant*, March 29, 1884, pp. 9–13.

- (72) 田中弘『イギリスの会計制度——わが国会計制度との比較検討——』中央経済社、1993年、21頁。
- (73) Hughes, H. P., *Op. cit., supra note 30*, p. 30.
- (74) ハットフィールドは、のれんを恒久資産とする考え方には、当時、一般的であったのれんの価値評価方法（temporary terminating annuity）と一貫しないとの観点から意義を唱えている（Hatfield, *Modern Accounting*, p. 116.）。
- (75) Hughes, H. P., *Op. cit., supra note 30*, p. 35.

（2005年1月7日経済学会受理）